

この規定は、お客様と株式会社七十七銀行・株式会社七十七カードとの間の取り決めについて定めるものです。

七十七キャッシュ・クレジットカード規定（VISA）

第1条（七十七キャッシュ・クレジットカード）

（1）七十七キャッシュ・クレジットカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）のキャッシュカード（ただし「77キャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「77キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、株式会社七十七カード（以下「当社」といいます。）のクレジットカード（ただし「七十七VISAカード会員規約」所定の家族カードおよびリボカードは除くものとします。）としての機能（「七十七VISAカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、本カードの表面には、「77キャッシュ・クレジットカード」と表示するほか、氏名（ローマ字表示）、クレジットカード機能の会員番号・有効期限およびキャッシュカード機能の普通預金口座番号等が表示されるものとします。

（2）「普通預金規定」、「77キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「七十七VISAカード会員規約」および「七十七キャッシュ・クレジットカード規定」（以下「本規定」といいます。）等を承認のうえ、当行および当社に本カードの利用を申込み、当行および当社が認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、当行および当社は「77キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「77キャッシュカード」といいます。）および「七十七VISAカード会員規約」により発行されるクレジットカード（以下「七十七VISAカード」といいます。）に代えて、本カードを発行するものとします。

（3）クレジットカード機能の利用代金を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、当該本カードの普通預金口座とします。

第2条（本カードの所有権）

- （1）本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与するものとします。
 - （2）本カードを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
 - （3）利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードの使用・保管・管理を行うものとします。
- また、利用者は本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条（既存の七十七VISAカードの取扱い）

（1）第1条第2項に基づいて本カードが発行された場合において、利用者が本カードに一体化された七十七VISAカードと同一種別の七十七VISAカード（以下「旧同種七十七VISAカード」とい

います。)を既に貸与されている場合には、本カード発行日以降の当社所定の日に旧同種七十七VISAカードは無効となるものとします。

(2) 第1条第2項に基づいて本カードが発行された場合において、利用者の旧同種七十七VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードを既に貸与されている場合には、本カード発行日以降の当社所定の日に旧同種七十七VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードは無効となるものとし、新たに本カードに一体化されたクレジットカード機能に付帯する家族カードおよびリボカードを自動的に発行するものとします。

(3) 利用者は、本カードの貸与を受けたときは、速やかに旧同種七十七VISAカードを、また本カードに付帯する新たな家族カードおよびリボカードの貸与を受けたときは旧同種七十七VISAカードに付帯していた家族カードおよびリボカードをそれぞれ速やかにハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第4条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

第5条（本カードの取扱い）

(1) 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。

(2) 利用者が、本カードのデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

(3) 第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（本カードの有効期限）

(1) 本カードの有効期限は、当行および当社が指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。

(2) 当行および当社は、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな本カード（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。

(3) 更新前の本カードのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとします。

(4) 利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前の本カードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第7条（紛失・盗難等）

（１）利用者は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄の警察署に届出を行うものとします。

（２）紛失・盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また、紛失・盗難等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。

（３）前項にかかわらず、当行または当社のいずれか１社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

（４）利用者は、本カードが紛失・盗難等にあった場合には、第１項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

（５）本カードの紛失・盗難等により生じた損害の処理については、キャッシュカード機能に関わる損害については、「７７キャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については、「七十七 V I S A カード会員規約」が、それぞれ適用されるものとします。

第8条（届出事項の変更）

（１）住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合または決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出た変更事項は、当行から当社へ連絡し、これをもって「七十七 V I S A カード会員規約」に定める届出があったものとします。

（２）クレジットカード機能の暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社に所定の書面により届出を行うものとします。

（３）第１項のうち氏名に変更があった場合または決済口座を変更する場合には第１２条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第9条（本カードの機能分離等）

（１）利用者は、本カードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社へ送付し、これをもって利用者から当社に対する本項の申込または届出があったものとします。なお、この場合、本カードを分離するか、本カードの機能のいずれか一方または双方が利用できなくなります。

①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、７７キャッシュカードと七十七 V I S A カードの発行を希望する場合

②本カードのキャッシュカード機能の利用を取り止め、七十七 V I S A カードの発行を希望する場合

③本カードのクレジットカード機能の利用を取り止め、７７キャッシュカードの発行を希望する場合

④本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取り止める場合

⑤決済口座を解約する場合

（２）前項の場合、当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに７７キャッシュカードまたは七十七 V I S A カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジット

カード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(3) 第1項の①、③については、利用者の申出に基づき当行が77キャッシュカードを発行するものとします。

(4) 第1項の①、②については、当社が審査のうえ、承認した場合に七十七VISAカードを発行するものとします。

(5) 第1項の⑤については、利用者が当社所定の方法により七十七VISAカードの発行申込みをし、当社が審査のうえ承認した場合に七十七VISAカードを発行するものとします。

第10条（本カードの種別変更等）

(1) 利用者は、本カードのクレジットカード機能のうち七十七VISAカード種別の変更を申し込む場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって七十七VISAカード種別の変更が当社にあったものとします。

(2) 前項に基づいて、新たに本カード（以下「新本カード」といいます。）が発行された場合には、利用者が貸与されていた本カードのクレジットカード機能については、本カード発行日以降の当社所定の日に失効するものとします。

(3) 種別変更前の本カードのキャッシュカード機能は、新本カードが交付されるまでの間、利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。なお、新本カードの貸与を受けたときは、速やかに種別変更前の本カードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第11条（クレジットカード機能の利用停止等）

(1) 利用者が本規定または「七十七VISAカード会員規約」に違反もしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者あてに事前に通知・催告することなく、会員資格を取消することができるものとします。

(2) 当社が前項により会員資格の取消を行った場合には、同時にキャッシュカード機能が利用できなくなりますが、この場合、当行は当行所定の77キャッシュカードを発行するものとします。

(3) 当社が第1項により会員資格の取消を行った場合、当行から新たに当行所定の77キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(4) 当社が第1項により会員資格の取消を行った場合には、当行および当社は利用者あて事前に通知・催告等を行うことなく当行および当社の自動機や加盟店等を通じて、それぞれの判断で本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第12条（カードの再発行等）

(1) 本カードの再発行を申込むときは、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出し

た書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「七十七VISAカード会員規約」に定める届出があったものとします。

(2) 前項の場合、当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに77キャッシュカードまたは七十七VISAカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(3) 当行および当社が第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行および当社が所定の手続きをした後に再発行します。

(4) 利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとします。

第13条（既存の77キャッシュカードの取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合の77キャッシュカード発行）

(1) 本カードの申込み前に、既に発行されている77キャッシュカードは、本カードのキャッシュカード機能を初めて利用した以後、失効するものとします。この場合、利用者は速やかに77キャッシュカードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

(2) 当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は本カードの申込みの内容を問わず、当行所定の77キャッシュカードを発行するものとします。

第14条（規定の準用）

(1) 本規定に特段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「77キャッシュカード規定」、および「デビットカード取引規定」等を、クレジットカード機能について「七十七VISAカード会員規約」等を準用するものとします。

(2) 本規定、「普通預金規定」、「77キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「七十七VISAカード会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第15条（本規定の変更等）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) (1) の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2023年6月)